和歌山県 Wi-Fi 環境整備補助金 Q&A

1. 目的

- 問 事業の目的は何ですか
- 答 和歌山県内を訪れる外国人観光客等が、快適に和歌山県内を周遊することができるように、Wi-Fi環境整備に要する経費を支援するものです。

2. 補助対象者等

- 問 補助対象者は誰ですか
- 答 外国人観光客等の誘致に取り組む市町村、商店街組織、観光に関する事業を営む者 が対象になります。
- 問 観光に関する事業を営む者とは誰ですか
- 答 主に宿泊施設又は観光関係施設(小売店、飲食店、公共交通施設等)を所有又は運営する事業者のことです。個人事業主も対象になります。

詳しくは、県庁観光交流課又はお近くの振興局地域振興部企画産業課までお問い合わせ下さい。

- 問 現在、外国人観光客等の誘致に取り組んでいないと補助対象者にならないのですか
- 答 今後、外国人観光客等の誘致や利便性の向上等に取り組む方も対象になります。申請の際、特に外国人観光客誘致の観点から実施計画を記載して頂きます。
- 問 法人格を有しない商店会も補助対象者になりますか
- 答 規約等により代表者の定めがあり財産管理等を適当に行うことができるものについては、対象になります。
- 問 社団法人、財団法人、NPO法人等も補助対象者になりますか
- 答 外国人観光客等の誘致や利便性の向上に取り組む者として必要性が認められれば、「観光に関する事業を営む者」として対象になります。
- 問 バス、タクシー、電車などの車両内に設置する場合にも対象になりますか
- 答 対象になります。
- 問 パチンコ店やスナックなどは補助対象施設になりますか
- 答 対象になりません。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業を行う施設は補助対象外となります。
- 問 施設が複数ありますが全て対象になりますか
- 答 住所の異なる各々の施設がそれぞれ要件を満たしていれば補助の対象となります。

3. 補助対象経費

- 問 補助対象になる経費は何ですか
- 答 本補助金は、Wi-Fi 環境整備に要する経費を支援するものです。具体的には、以下の

ものが対象になります。

- (1)機器購入費、Wi-Fi アクセスポイント購入費及び給電 HUB、LAN ケーブルなどの機器購入費
- (2) 初期設定費、電源設置工事費、配線工事費など Wi-Fi 環境の整備に必要と認め られる設置工事費
- 間 補助対象にならない経費は何がありますか
- 答 回線使用料、保守点検・修繕料等のランニングコストは補助対象外になります。
- 問 既に設置した Wi-Fi アクセスポイントも補助対象になりますか
- 答 既に設置しているものは補助対象ではありません。新しく追加で設置する場合には 補助対象になります。
- 問 既に設置している機器を入れ替えたいが補助対象になりますか
- 答 補助対象になります。ただし、既に設置しているものの取り外し費用、解約料金等 については補助対象になりません。

5. 補助率等

- 問 補助率を教えてください。
- 答 1台目のWi-Fiアクセスポイントは補助対象経費の10/10、2機目以降は2/3を補助します。既に設置している場合でも、追加で設置する場合には追加で設置する機器も1台目としてカウントします。
- 問 施設が複数ある場合、施設ごとに算出するのですか
- 答 住所の異なる施設ごとに補助金額を算定します。
- 問 補助金額の計算方法はどのように行うのですか
- 答 補助金額の計算方法は、施設ごとに以下の①から④の手順で算定します。金額は、 全て消費税及び地方消費税分を抜いた金額で算出します。

※市町村、商店街組織等の場合は別途ご相談ください。

- ① Wi-Fi アクセスポイント1台あたりの設置経費(A) 補助対象事業額をアクセスポイント設置数で除した額。
- ② 1台目の補助額の算定(B)
 - (A)が 15 万円未満ならば当該経費、15 万円以上の場合には 15 万円。
- ③ 2台目以降の補助額の算定(C)
 - (A) が 15 万円未満ならば、当該経費の 2/3 の額に、Wi-Fi アクセスポイントの設置数から 1 を引いた数を乗じた額。
 - (A)が 15 万円以上の場合には、上限金額の 10 万円に、Wi-Fi アクセスポイントの設置数から 1 を引いた数を乗じた額。
- ④ (B) と (C) を足して、千円未満の端数を切り捨てた額が補助金額となります。ただし、205 万円を補助限度とします。

6.「WAKAYAMA FREE Wi-Fi」の基準

- 問 「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準とは何ですか
- 答 県では、和歌山県 Wi-Fi 環境整備補助金を活用して県内の Wi-Fi 環境整備を進める

- にあたり、「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を定めました。今回の補助制度は、「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を満たすWi-Fi 環境整備への支援を行うものです。
- 問 「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準について教えて下さい。
- 答 8つの基準を設けています。それぞれ、以下の(1)~(8)をご確認下さい。
 - (1) Wi-Fi アクセスポイントの識別名である SSID (Service Set Identifier) について、 県が指定するものを利用すること。
 - 問 SSID とは何ですか
 - 答 SSID (Service Set Identifier) とは、Wi-Fi アクセスポイントの識別名です。Wi-Fi に接続する際に、利用者がどの Wi-Fi アクセスポイントを活用するのかを識別するため に用いられている名称です。
 - 問 県の指定する SSID とは何ですか
 - 答 今般「和歌山フリーWi-Fi 大作戦」を協働して実施する NTT 西日本の提供するサービス を活用することとし、利用者が 1 日に 15 分×16 回 (4 時間分) 接続可能なサービスを導入する場合には「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」、 1 日に 60 分×24 回 (24 時間分) 接続可能な サービスを導入する場合には「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi_LONG」とすることを原則とします。
 - (2) Wi-Fi に接続する際、外国語表示(英語、中国語(繁体字及び簡体字)並び韓国語) による認証手続が行われること。
 - 問 何が外国語表示に対応していればよいですか
 - 答 利用者は Wi-Fi に接続する際に認証手続きを行いますが、その際の説明表示等が外国 語表示に対応していることを求めています。
 - 間 なぜ外国語のうち4ヶ国語の対応が必要なのですか
 - 答 外国人観光客の利用頻度の高い4カ国語について対応を求めるものです。
 - (3) Wi-Fi に接続した際に最初にアクセスするサイトについては、県の指定するサイトに 転送(リダイレクト) させること。
 - 問 県の指定するサイトとは何ですか
 - 答 観光連盟のホームページ (http://www.wakayama-kanko.or.jp/) に転送 (リダイレクト) させることにより、外国語にも対応した県の観光情報を発信します。
 - 問 自社のホームページに転送(リダイレクト)を設定できないのですか
 - 答 できません。県の観光情報への発信に統一します。今後、より外国人観光客の利便性 の高い情報発信方法については、検討していきます。
 - (4) 県が別途県有施設に整備する Wi-Fi に接続するために利用するソフトウェア(アプリケーション)により、認証手続の一元化が可能であること。
 - 問 県有施設に整備する Wi-Fi に接続するために利用するソフトウェア (アプリケーション) とは具体的にどのようなアプリケーションのことですか
 - 答 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する「Japan Connected-free Wi-Fi」です。
 - 問 「Japan Connected-free Wi-Fi」とは何ですか
 - 答 全国の主要空港、主要駅、観光施設などの約 13 万アクセスポイントを検索し、エリアに入ると簡単に無料 Wi-Fi へ接続することができるアプリケーション (http://www.ntt-bp.net/jcfw/ja.html) です。。

- (5) 無料かつ特定の電気通信事業者との利用契約に限定されないサービスであること。
- 問 具体的にはどういうことですか
- 答 サービスが無料で開放され、かつ、電気通信事業者が提供する利用契約がないと無料で利用できない docomo Wi-Fi (ドコモワイファイ)、ソフトバンク Wi-Fi スポット等の Wi-Fi サービスでないとうことです。
- (6) 不正な通信等を行った端末があった場合に備え、当該端末の利用履歴を特定する等の 機能を有すること。
- 問 Wi-Fi アクセスポイントを設置した事業者が情報提供しなければならないのですか
- 答 Wi-Fi サービスに係るサーバーを管理する者が報告するため、Wi-Fi アクセスポイントを設置した事業者等に報告義務はありません。
- (7) 災害発生時等の非常時には、接続回数の制限なく使用できること。
- 問 Wi-Fi アクセスポイントを設置した事業者が設定作業をするのですか
- 答 Wi-Fi サービスに係るサーバーを管理する者が対応するため、Wi-Fi アクセスポイントを設置した事業者等に設定作業は必要ありません。
- (8) 「WAKAYAMA FREE Wi-Fi」のステッカー等を掲示し、利用者に分かりやすく表示すること。
- 問 ステッカーは県から無償で配布されるのですか
- 答 県で Wi-Fi アクセスポイント1箇所につき1枚ステッカーを配布する予定です。 その他、必要に応じて自身で作成し外国人観光客等に分かりやすく掲示して下さい。
- 問 「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を満たしていないと補助金を利用できないのですか できません。
- 問「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を満たすにはどうしたら良いのですか
- 答 和歌山県では、NTT グループと協定を結び、協働して「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」を推進します。基準を満たす機器をNTT 西日本で提供しておりますので、NTT 西日本和歌山支店お客様相談室(TEL:0120-947-376)にご相談下さい。
- 問 なぜ「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を満たす必要があるのですか
- 答 外国人観光客に分かりやすく利便性が高いWi-Fi を整備していくためです。 統一した SSID やシンボルマークによる分かりやすい情報発信を可能とすると共に、 Wi-Fi 環境整備の課題として指摘されている接続時の認証手続の一元化を実現します。 また、協働する NTT グループの情報発信力も活用しながら、県内の Wi-Fi 環境を外国 人観光客に効果的に発信していきます。さらに、Wi-Fi 利用のビッグデータを分析し、 今後の県の施策へも反映していきます。
- 問 「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を満たしていないと県では情報発信しないのですか 「WAKAYAMA_FREE_Wi-Fi」の基準を満たさない Wi-Fi アクセスポイントも、無料で外 国人観光客に提供されているものであれば、情報発信していきます。該当する Wi-Fi スポットの場所を共有するために、観光庁の Wi-Fi スポット情報発信サイトに登録し、観光庁の Wi-Fi 共通シンボルマーク (Japan. Free Wi-Fi) を取得してください。

観光庁サイト: https://tax-freeshopWi-Fi. jnto.go.jp/wifi/agent/login.php

7. 事業期間

- 問 事業着手にあたり注意すべきことはありますか
- 答 交付決定の通知以前に行った事業の経費は補助の対象になりません。交付決定の通知を受けてから着手してください。
- 問 事業期間を平成28年4月以降にすることはできますか
- 答 平成28年3月31日までの期間としなければなりません。平成28年3月31日までに事業完了及び実績報告書の提出が必要になります。

8. 申請方法

- 問 申請期間について教えて下さい
- 答 6月24日(水)から申請受付を開始し、12月25日(金)※まで受付予定です。ただし、申請に係る補助対象経費の額が予算額を超えた時点で受付を終了します。
 - ※申請受付期間を延長しました。
- 問 追加で募集はありますか
- 答 追加募集の予定はありません。来年度の実施については未定です。
- 問 申請書類はどこで入手できますか
- 答 県庁観光交流課ホームページよりダウンロードできます。また、お近くの各振興局 地域振興部企画産業課でも配布しています。

和歌山県観光交流課: http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/

- 問 どこに申請すればよいですか
- 答 市町村ごとに申請先が異なります。和歌山市内の方は県庁観光交流課あて、その他 の地域の方は担当する振興局地域振興部企画産業課あてに提出して下さい。
- 問 県内各地に複数の施設がある場合には、どこに申請すればよいですか
- 答 施設ごとに、和歌山市内にある施設であれば県庁観光交流課へ、その他の地域にある施設であれば担当する振興局地域振興部企画産業課あてに提出してください。複数の地域の施設について、まとめて申請を希望される場合には、県庁観光交流課への申請をお願いします。
- 問 閉庁日(土、日、祝日)でも受け付けてもらえますか
- 答 閉庁日は受け付けできません。郵送による申請は可能です。平日のご都合が悪い方は、和歌山市の方は県庁観光交流課あて、その他の市町村の方は各振興局地域振興部 企画産業課あてに郵送して下さい。
- 問 電子メールでの申請はできますか
- 答電子メールでの申請はお受けできません。

9. 補助金の交付

- 問 申請後、交付決定までのスケジュールは、どのようになっていますか
- 答 ① 工事検討・見積り

(NTT 西日本お客様相談窓口 (TEL:0120-947-376) にお問い合せ下さい。)

- ② 各振興局地域振興部企画産業課等へ交付申請書提出
- ③ 交付決定通知書受領
- ④ 工事実施
- ⑤ 各振興局地域振興部企画産業課等へ実績報告書提出
- ⑥ 補助金額の確定通知受領
- ⑦ 補助金請求書提出
- ⑧ 補助金の受領
- 問 補助事業者は、どのように決定されますか
- 答 受付したものから順次、補助対象者の資格要件等を審査し予算の範囲内で決定します。交付申請から決定までは、概ね2週間程度を見込んでおります。
- 問 県からの支払いはいつですか
- 答 事業が完了したことを県が確認検査してから、お支いします。
- 問 工事に着手するにあたり、概算払いを受けることはできますか
- 答 できません。事業が完了してからの精算払いとなります。
- 問 消費税は補助対象になりますか
- 答 消費税については、補助対象経費に含めることはできません。

10. 相談窓口

- 問 申請にあたり相談したい場合にはどうしたらよいですか
- 答 申請書の作成等、申請手続きについては以下の補助金制度相談・申請窓口へ、機器 内容・設置工事の見積もり等のお問い合わせは、和歌山県と協働する NTT 西日本和歌 山支店お客様相談窓口へご相談ください。

補助金制度相談・申請窓口

受付時間 平日 午前9時~午後5時

地 域	担 当	電話番号
和歌山市	観光局 観光交流課 新観光推進班	073-441-2787
海南市·紀美野町	海草振興局 地域振興部 企画産業課	073-441-3372
紀の川市・岩出市	那賀振興局 地域振興部 企画産業課	0736-61-0014
橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町	伊都振興局 地域振興部 企画産業課	0736-33-4909
有田市·湯浅町·広川町·有田川町	有田振興局 地域振興部 企画産業課	0737-64-1286
御坊市・美浜町・日高町・由良町 印南町・みなべ町・日高川町	日高振興局 地域振興部 企画産業課	0738-24-2946
田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	0739-26-7947
新宮市·那智勝浦町·太地町 古座川町·北山村·串本町	東牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	0735-21-9649

アクセスポイント (Wi-Fi機器) 相談窓口

受付時間 平日 午前9時~午後5時

NTT西日本 和歌山支店 お客様相談窓口

0120-947-376

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。